

2024

Kokushikan Univ. Handbook for
International Students



国士館大学

留学生手帳

2024 年度



Kokushikan

※この手帳の掲載内容は 2024 年 2 月現在のもので
す。
行事日程、各種情報は変更となる場合
がございます。

1. 国士舘大学について	P.4 ~ P.10
(1) 学部・研究科一覧	4
(2) 学生数・留学生数	5
(3) キャンパス所在地	6
(4) 学内問い合わせ窓口	10
2. 国際交流センター	P.11 ~ P.13
(1) 国際交流センターについて	11
(2) 外国人留学生対象オリエンテーションスケジュール	13
3. 在留手続き	P.14 ~ P.23
(1) 在留カード	14
(2) 在留期間更新	15
(3) 資格外活動許可	16
(4) 一時帰国・海外渡航	18
(5) 学籍異動	20
(6) 在留資格の取り消し	20
(7) 卒業後の在留資格	20
(8) 出入国在留管理局	22
4. 奨学金	P.24
5. 卒業後の進路	P.26 ~ P.27
(1) 早くから進路について考えましょう	26
(2) キャリア形成支援センターを利用しましょう	27
(3) 就職活動スケジュールの一般的な例	27

6. 健康管理	P.28 ~ P.29
(1) 健康管理室	28
(2) 学生相談室	28
(3) 健康診断	28
(4) 国民健康保険	29
(5) 医療機関案内	29
(6) 国民年金	29
7. 住居・生活	P.30 ~ P.35
(1) アパートを探すには	30
(2) 不動産用語～知っておきたい言葉と意味～	30
(3) アパート等に住む際の注意点	30
(4) 国士舘大学学生寮	31
(5) 住所変更手続き	31
(6) 安全に過ごすために	32
(7) 困った時の問い合わせ先	34
(8) 学外相談窓口一覧	35
8. 留学生会	P.36 ~ P.38
(1) 国士舘大学留学生会	36
(2) 国士舘大学留学生会会則	37

1. 国士舘大学について

(1) 学部・研究科一覧

	研究科	専攻	通学キャンパス
大学院	政治学研究科	政治学専攻	世田谷
	経済学研究科	経済学専攻	
	経営学研究科	経営学専攻	
	スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻	多摩
	救急システム研究科	救急救命システム専攻	
	工学研究科	機械工学専攻	世田谷
		電気工学専攻	
		建設工学専攻	
		応用システム工学専攻	
	法学研究科	法学専攻	世田谷
	総合知的財産法研究科	総合知的財産法学専攻	
	人文科学研究科	人文科学専攻	世田谷
		教育学専攻	
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	町田	
	グローバルアジア研究専攻		

	学部	学科	通学キャンパス
学部	政経学部	政治行政学科	世田谷
		経済学科	
	体育学部	体育学科	多摩
		武道学科	
		スポーツ医科学科	町田
	こどもスポーツ教育学科		
	理工学部	理工学科	世田谷
	法学部	法律学科	
		現代ビジネス法学科	
	文学部	教育学科	
		史学地理学科	
		文学科	
	21世紀アジア学部	21世紀アジア学科	町田
経営学部	経営学科	世田谷	

(2) 学生数・留学生数

① 学生総数 (2023.5.1現在)

単位：人

	大学院	学部							総数
		政経	体育	理工	法	文	21アジア	経営	
学生数	288	2,378	2,348	1,465	1,772	1,713	1,488	1,234	12,686

② 留学生数 (2023.5.1現在)

単位：人

		中国	韓国	台湾	モンゴル	インドネシア	ベトナム	コンゴ	ケニア	カナダ	キルギス	マレーシア	マリ	ミャンマー	ネパール	ポーランド	ロシア	タイ	計
正規課程	大学院	114	1	1	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121
	政経学部	56	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60
	体育学部	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	理工学部	56	6	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	66
	法学部	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	文学部	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	21世紀アジア学部	181	19	4	2	0	1	1	2	0	0	0	1	0	1	0	0	1	213
経営学部	79	5	6	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	92	
(正規課程) 小計		518	35	15	5	3	2	2	2	1	0	1	1	0	1	0	0	1	587
非正規課程	研究生 (大学院)	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
	研究生 (学部)	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	交換留学生	3	3	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	14
	(非正規課程) 小計	13	3	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	1	0	25
合計		531	38	17	7	3	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	612

1. 国士館大学について

(3) キャンパス所在地

●世田谷キャンパス

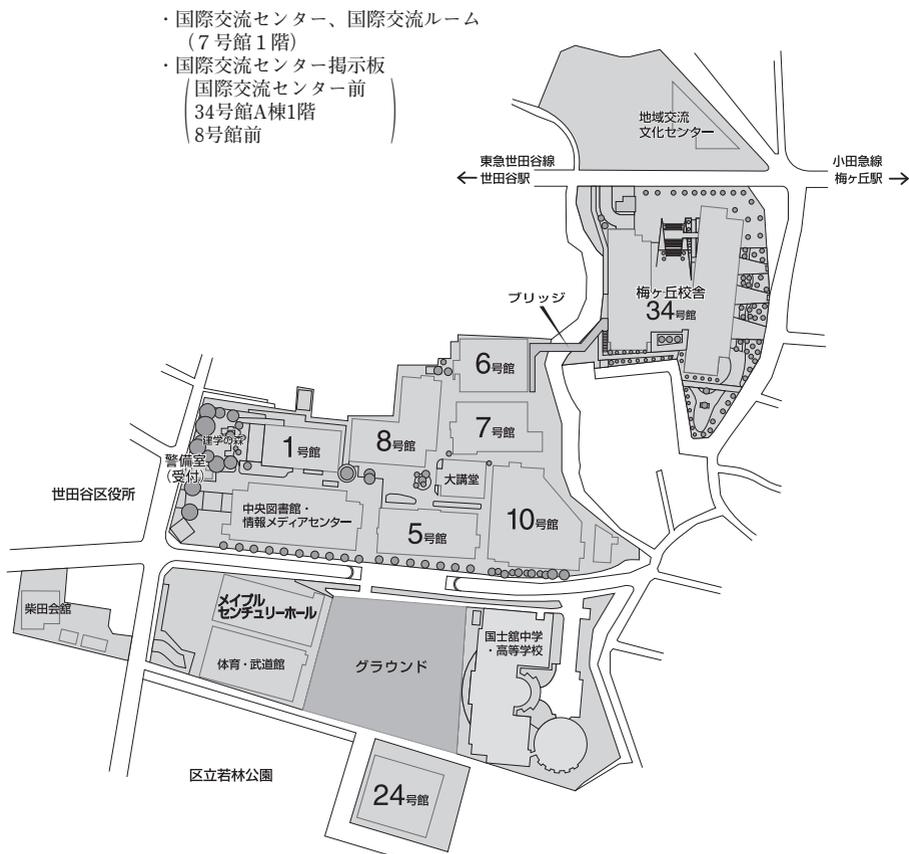
〒154-8515 東京都世田谷区世田谷 4-28-1



◆アクセス

- ・小田急線梅ヶ丘駅下車、徒歩9分
- ・東急世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅下車、徒歩6分

◆キャンパスマップ



●町田キャンパス

〒195-8550 東京都町田市広袴 1-1-1



◆アクセス

- ・鶴川駅前からスクールバス
- ・小田急線鶴川駅前バスターミナル2番乗り場から、「六丁目」、「センター」、「北廻り」のいずれかを經由する「鶴川団地行」バスで8～10分。「国士館大学前」下車。

◆キャンパスマップ



1. 国士館大学について

●多摩キャンパス

〒206-8515 東京都多摩市永山 7-3-1

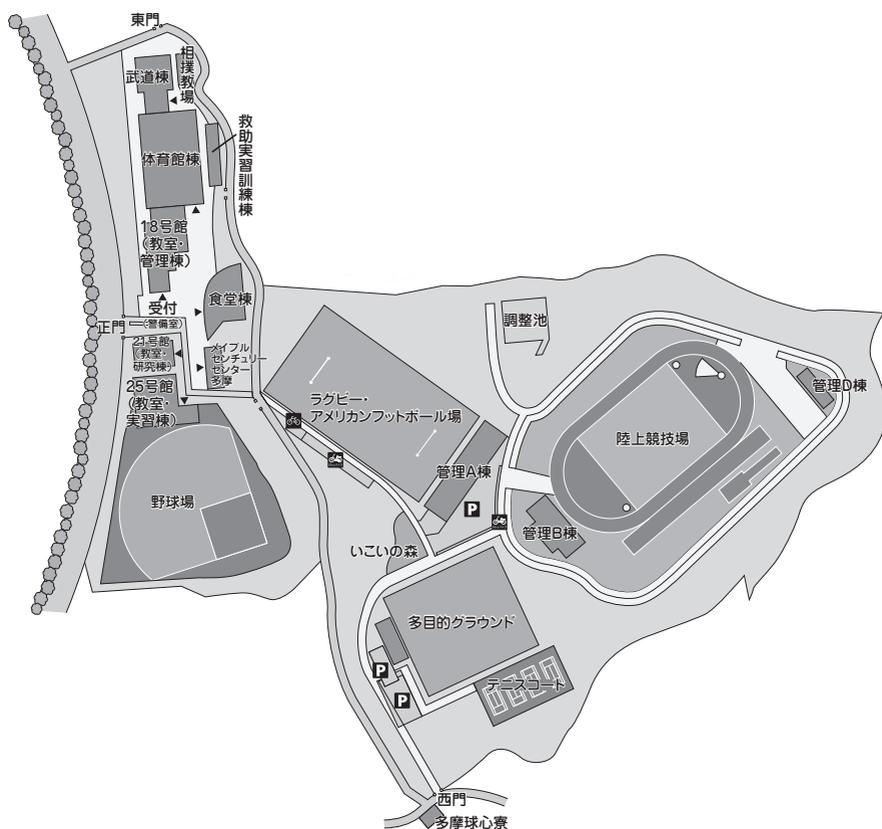


◆アクセス

- ・永山駅前からスクールバス
- ・小田急多摩線・京王相模原線永山駅から「鶴川駅行」バスで永山高校前下車、徒歩5分

※町田キャンパス、多摩キャンパス間でもスクールバスを運行しています。

◆キャンパスマップ



●国士館楓の杜キャンパス

〒195-0063 東京都町田市野津田 3101



◆アクセス

- ・小田急線鶴川駅バスターミナル0番乗り場から、「やくし台センター」行きバスで、終点「やくし台センター」下車、徒歩5分
- ・小田急線鶴川駅バスターミナル0番乗り場から、「町田駅」行きバスで、「野津田神社入口」下車、徒歩12分
- ・小田急線町田駅北口21番乗り場から、「鶴川駅」行きバスで、「野津田神社入口」下車、徒歩12分

●多摩南野キャンパス

〒206-0032 東京都多摩市南野 2丁目 11-1



◆アクセス

- ・小田急多摩線・京王相模原線 多摩センター駅 バス8番乗り場から、多01、多03、多04、桜46、永65 「恵泉女学園大学入口」下車、徒歩2～3分
- ・多摩センター駅 バス10番乗り場から、多05 「恵泉女学園大学入口」下車、徒歩2～3分
- ・小田急多摩線・京王相模原線 永山駅 バス1番乗り場から、永65 「恵泉女学園大学入口」下車、徒歩1分
- ・小田急線 鶴川駅 バス5番乗り場から、多04 「恵泉女学園大学入口」下車、徒歩1分

1. 国士舘大学について

(4) 学内問い合わせ窓口

問い合わせ内容	担当部署
在留手続き	国際交流センター
一時帰国・海外渡航 [注1]	
外国人留学生対象奨学金	
海外研修・交換留学	
履修・授業・成績	教務課 [政経、理工、法、文、経営の学生]
学費	21世紀アジア学部事務課 [21世紀アジア学部生]
学籍異動 (休学・退学等) [注2]	体育学部事務課 [体育学部生]
証明書発行	大学院課 [大学院生]
クラブ・サークル	学生・厚生課
落とし物	
アパート紹介	
進路、就職相談	キャリア形成支援センター
健康診断、体調不良	健康管理室
悩み相談	学生相談室

[注1] 事前に「一時帰国・海外渡航届」を提出し、所属学部/研究科による承認が必要です。

[注2] 休学・退学・除籍の場合は、「留学」の在留資格は喪失となります。所属学部等の手続きの後、国際交流センターで在留に関する手続きが必要です。

2. 国際交流センター

(1) 国際交流センターについて

国際交流センターは、外国人留学生に関する様々な支援や事務手続きを行っています。また、海外留学を目指す学生の支援なども行っています。

①場所・連絡先

国際交流センターから、電話やEメールで連絡をすることができます。**国際交流センターの電話番号とメールアドレスは、必ず登録をしてください。**また、大学から付与されたメールアドレスは毎日チェックしましょう。

キャンパス (場所)	電話番号	メールアドレス
世田谷キャンパス (7号館1階)	03-5481-3206	intlrel@kokushikan.ac.jp
町田キャンパス (メイプルホール2階)	042-736-2317	

※開室時間 (月曜～土曜) 9:00～17:00

学校行事等により、閉室または開室時間が変更になる場合があります。

【国際交流ルーム】

各キャンパス国際交流センター事務室の隣に、「国際交流ルーム」があります。学生の交流の場として開放していますので、ぜひ活用してください。

2. 国際交流センター

②国際交流センター ホームページ

各種奨学金やイベントの案内等を掲載しています。
定期的に確認してください。



③国際交流センター掲示板

連絡事項や各種奨学金、イベントの案内等は掲示により周知します。
重要な情報を見逃すことのないよう、定期的に掲示板を確認してください。

キャンパス	掲示板の場所
世田谷	・7号館1階 (国際交流センター前) ・8号館前 ・34号館A棟1階
町田	・メイプルホール2階 (国際交流センター前) ・第4体育館横 ・30号館1階 (21世紀アジア学部事務課前)
多摩	・18号館 (教室・管理棟) 1階入口

*P.6～P.8キャンパスマップ参照

(2) 外国人留学生対象オリエンテーションスケジュール (予定)

国際交流センターが主催する外国人留学生のオリエンテーションです。対象学生は必ず出席してください。

開催時期	オリエンテーション	内容	対象留学生
2024年 3月	在学留学生 オリエンテーション	在留資格確認、 奨学金申請等	2024年4月在校生
2024年 4月	新入留学生 オリエンテーション	在留資格確認、 奨学金申請等	2024年4月新入生
2024年 7月	9月卒業・修了留学生 オリエンテーション	卒業・修了に伴う 在留手続き等	2024年9月卒業・修了生
2024年 9月	9月新入留学生 オリエンテーション	在留資格確認、 奨学金申請等	2024年9月新入生
2024年 12月	3月卒業・修了留学生 オリエンテーション	卒業・修了に伴う 在留手続き等	2025年3月卒業・修了生

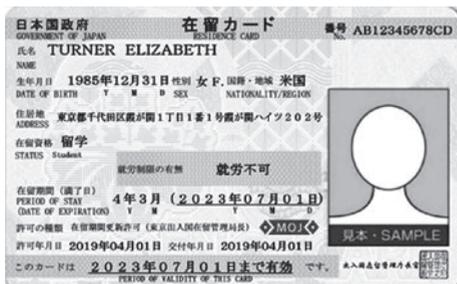
*開催時期は変更する場合があります。詳細は事前に掲示等で必ず確認してください。

*所属学部・研究科のオリエンテーションは各自で確認してください。

3. 在留手続き

(1) 在留カード

[表面]



[裏面]



① 在留カードの交付

在留カードは中長期在留者（3ヶ月を超える在留者）に対し、上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新許可などに従って交付されるものです。

② 在留カードの携帯義務

在留カードは常に携帯しなければなりません。違反をすると罰則があります。

③ 在留カード記載事項の変更

● 住居地の変更【市区町村の役所手続き】

住居地に変更が生じた場合には、いままで住んでいた市区町村に転居届を提出します。また、新しい住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参のうえ、移転先の市区町村にて届出をしなければなりません。届出をしなかった場合は、罰則があります。

● 住居地以外の変更【出入国在留管理局で手続き】

氏名、生年月日、性別、国籍・地域などの変更については、変更が生じた日から14日以内に在留カードを持参のうえ、出入国在留管理局に届出をしなければなりません。

④ 在留カードの再交付申請

在留カードを紛失、盗難等の理由により失ってしまった場合、その事実を知った日から14日以内に出入国在留管理局に在留カードの再交付申請をしなければなりません。申請の際には、失ったことを証明する書類（遺失届証明書、盗難届証明書、り災証明書等）が必要となります。

(2) 在留期間更新

在学中に在留期間が満了する場合は、出入国在留管理局で在留期間更新手続きが必要となります。申請書は国際交流センターで配布しますので、申請時期（在留期限の3ヶ月前）になりましたら、国際交流センターに来室してください。ただし、修学状況によっては、更新申請ができない場合もありますので、注意してください。

1日でも在留期間が過ぎると不法滞在になるので注意してください。

① 申請方法

申請方法や必要書類等詳細については、申請書配布時に説明します。在留期限の3ヶ月前になりましたら、国際交流センターに来室してください。申請には、国土館大学が発行する書類も必要となり、その発行には一定の時間を要します。速やかに手続きを進めるため、自分の在留期限を把握し、余裕を持って行動してください。

② 在留期間更新後の手続き

新しい在留カードの発行を受けた後、在留カード（表面と裏面）のコピー及びパスポートに貼付された「資格外活動許可」の証印のコピーを速やかに国際交流センターに提出してください。

3. 在留手続き

(3) 資格外活動許可

アルバイトをする場合は、事前に入出国在留管理局で「資格外活動許可」を受ける必要があります。

資格外活動許可を取得した後、在留カード裏面及びパスポートに貼付された証印（シール）のコピーを国際交流センターに提出してください。

①許可内容

1週間28時間以内

（大学が定める長期休業期間中は、1日8時間、1週間40時間以内）

②注意事項

アルバイトをする場合は、学業の妨げにならないよう注意してください。在留資格「留学」は、大学等で教育を受けるための在留資格であることを理解し、常に学業を最優先に行動しなければなりません。

学業とは、大学の講義や定期試験はもちろんのこと、大学のオリエンテーション等も含まれます。アルバイトを理由に遅刻や欠席することは認められません。

③資格外活動違反

資格外活動違反は違法行為であり、重い罰則が科されることになります。法令を遵守してください。

- 1) 風俗営業や性風俗特殊営業が行われている場所では、いかなる業務内容のアルバイトも禁止されています（清掃、皿洗い、ティッシュ配り等）。

風俗営業	キャバレー、料亭、ディスコ、クラブ、パチンコ、ゲームセンター等
性風俗特殊営業	風俗エステ、ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、アダルト画像送信等

- 2) 「資格外活動許可」を取得せずにアルバイトをした場合

- ・ もっぱらアルバイトに携わるための滞在であると認められた場合は、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金
- ・ 「もっぱら」とは認められない場合は、1年以下の懲役もしくは禁錮、又は200万円以下の罰金

- 3) 「資格外活動許可」の範囲を超えた場合

許可された時間を超えた場合や、禁止されている場所でアルバイトをした場合、3年以下の懲役もしくは禁錮、又は300万円以下の罰金

④証印転記

新しいパスポートに更新した場合、以前のパスポートに貼付されていた「資格外活動許可」等の証印を新しいパスポートに転記（移す）ことができます。出入国在留管理局で手続きをしてください。

3. 在留手続き

(4) 一時帰国・海外渡航

① みなし再入国許可 〈日本出国時の手続き〉

みなし再入国許可とは、日本出国の日から1年以内に再入国する場合に、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです。ただし、出国後1年以内に在留期間が満了する場合、再入国期限はその当日までとなります。

留学生の一時帰国等、一時的に日本を離れる場合には、出国の際にみなし再入国許可の手続きが必要です。

② 「一時帰国・海外渡航届」の提出 〈大学の手続き〉

一時帰国、海外渡航をする場合は、指定期日までに「一時帰国・海外渡航届」の提出が必要です。必ず事前に国際交流センターに来室し、手続きをしてください。

【注意事項】

- ・一時帰国、海外渡航の際は、必ず事前に届出をし、大学の承認を受けてください。
- ・在留期間更新対象者は必要な手続きを行い、期間更新後の在留カードを受領してから出国してください。
- ・日本で3ヶ月以上在留資格に基づく活動を行っていない場合、在留資格取消の対象となります。渡航期間に注意してください。
- ・日本が定めている安全保障貿易管理上の注意事項を遵守し、持ち出し制限に注意してください (P.33参照)。

【一時帰国・海外渡航届】

- ・用紙は国際交流センターで配布しています。ただし、21世紀アジア学部の学生は、21世紀アジア学部事務課で配布します。
- ・所属学部または研究科の承認印を受け、渡航日の15日前までに国際交流センターに提出してください。

一時帰国・海外渡航届

Temporary Leave Notification

国際交流センター長 殿

Date: 年 月 日

学籍番号 Student number: _____
 氏名 Name: _____
 所属 Major: _____
 学年 Year: 1・2・3・4 M1・M2・D1・D2・D3
 留学生区分: 国費・私費・交換・研究生
 Classification : Japanese Government Sponsored・Self-financed・Exchange Student・Research Student

私は(一時帰国・海外渡航)をしますので、指導教員および所属学部等の了承の上、下記の様に届けます。
 With the permission of an academic advisor, I am applying for(Temporary return・Travel abroad)

行先 Destination	国名() 省・州() 市() Country: State: City:	渡航期間 Travel period	From: / / To: / /	在留期間 (満了日) Period of stay (Date of expiration)	Date: / /
渡航目的 Purpose	帰省、調査・研究、観光、語学力修得、その他() Homecoming, Research, Sightseeing, Language learning, Other				
渡航中の連絡先 Contact information during travel period	自宅・ホテル(ホテル名):)・その他 Home・Hotel (Hotel Name:)・Other				
備考 Remarks	住所 Address: _____ 電話 Tel: _____ メール Email: _____				

◆一時帰国届を申請する際の注意事項

※この届出は、学部等の捺印を受けた上で、渡航日の15日前までに国際交流センターに提出すること。

※在留期間更新対象者(在留期限の3ヶ月前から手続き可能)は、必要な手続きを行い、新規在留カードを入手してから渡航すること。(※手続きを適切に行わなかった場合、在留期間の更新ができない可能性があります。)

※奨学金を受給している者で、一時帰国期間がサイン期間に重複し、来室してサインができない場合は、その月の奨学金は支給されないで注意すること。

※コロナ禍においては、日本再入国時の隔離措置期間も考慮し、授業に支障のない範囲で渡航すること。

◆一時帰国する際の注意事項

※日本国が定めている安全保障輸出管理上の注意事項を遵守し、持ち出し制限に注意すること。

※海外渡航中は、ホームページや大学からのメールを常に確認し、連絡体制を確保すること。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日程変更または万が一予定通りに日本再入国できない場合は、必ず国際交流センター及び所属学部(研究科)に連絡すること。

学部・研究科	指導教員

<2022年2月8日改訂版>

3. 在留手続き

(5) 学籍異動 [休学・退学・除籍・卒業・修了]

在留資格「留学」で在学している学生が、大学を離脱する場合、「留学」の在留資格は喪失します。したがって、そのまま日本に在留を続けることや、アルバイトをすることはできません。速やかに帰国するか、適切な在留資格に変更する必要があります。

休学・退学・除籍の場合は、在留手続きがあるため、必ず事前に国際交流センターに連絡してください。卒業・修了後の在留手続きについては、卒業・修了オリエンテーションで説明します。

(6) 在留資格の取り消し

入管法では、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに在留資格を取り消す制度が定められています。

在留資格「留学」の外国人留学生在が成績不良、出席不良等により留学活動を行っていないとみなされる場合や、休学・退学・除籍・卒業後もそのまま日本に在留を続けるなどした場合は、在留資格取り消しの対象となります。十分注意してください。

(7) 卒業後の在留資格

大学を卒業・修了後は「留学」の在留期間が残っていてもそのまま日本に滞在することはできません。卒業・修了後も引き続き日本に滞在する場合は、進路に応じた在留資格に変更する必要があります。ただし、在留資格の変更は相当な準備と時間を要するとともに、条件に満たない場合は、変更が許可されない可能性もあります。卒業後の進路については在学中からよく考え、早めに準備をすることが大切です。

①日本で就労するための在留資格

外国人留学生在が大学卒業後に変更できる就労可能な在留資格は主に、「技術・人文知識・国際業務」や「特定活動（本邦大学卒業者）」等があります。いずれも要件や申請手続き等詳細は、就職先機関で確認してください。

②継続就職活動のための在留資格「特定活動」

大学を卒業した外国人留学生在で、かつ、卒業前から引き続き行っている就職活動を行うことを目的として日本への在留を希望する場合、就職活動を行うための在留資格「特定活動」への変更申請が必要です。ただし、変更申請をするためには以下の条件があります。

【条件】・学部や大学院の正規課程を卒業・修了見込みであること

※研究生は申請不可

- ・在留状況に問題がないこと
- ・在学中からの就職活動を証明できること
※企業から受け取った通知文書やメール等
- ・大学からの推薦状（※）を得られること

※推薦状は、書類審査及び面接審査の結果により発行の可否が判断されます。希望者全員に発行するものではありません。希望者は、指定の期日までに国際交流センターで申し込みが必要です。

③大学院進学決定者のための「特定活動」

在留資格「留学」で在留し日本の大学（大学院含む）を卒業した外国人で、卒業後に進学が決定している大学院への入学までの間、日本に在留することを希望する場合、一定の条件のもと「特定活動」へ変更申請をすることができます。詳細は、進学決定先の大学院にお問い合わせください。

詳細は卒業・修了留学生オリエンテーションで説明します。
必ず出席してください。

3. 在留手続き

(8) 出入国在留管理局

① 出入国在留管理局所在地

各種在留手続きは、みなさんの住所地を管轄する出入国在留管理局で行います。

名称	住所・電話番号	管轄地域
東京出入国在留管理局	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30 TEL：0570-034259	東京都、神奈川県、 埼玉県、千葉県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、 長野県、新潟県
東京出入国在留管理局 さいたま出張所	〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F TEL：048-851-9671	埼玉県
東京出入国在留管理局 千葉出張所	〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1 千葉中央コミュニティーセンター内 TEL：043-242-6597	千葉県、茨城県
東京出入国在留管理局 松戸出張所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307-1 キテミテマツド8階 TEL:047-701-5472	千葉県、茨城県
東京出入国在留管理局 立川出張所	〒186-0001 東京都国立市北3-31-2 立川法務総合庁舎 TEL：042-528-7179	東京都、神奈川県相模原市、 山梨県
東京出入国在留管理局 横浜支局	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 TEL：0570-045259	神奈川県
東京出入国在留管理局 横浜支局 川崎出張所	〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14 川崎西合同庁舎 TEL：044-965-0012	神奈川県、東京都町田市、 狛江市、多摩市、稲城市

② 外国人在留総合インフォメーションセンター

在留に関する手続き等についての相談は、各出入国在留管理局の窓口の他、以下の電話やメールでも対応しています。

- ・電話番号：0570-013904（受付時間：平日8:30～17:15）
対応言語：日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語等多言語
- ・メールアドレス：info-tokyo@i.moj.go.jp
対応言語：日本語、英語

③ ワンストップ型相談センター

外国人が日本で生活するために必要な入管での手続きや、生活で困ったことの相談等を受け付けています。

- ・電話番号：03-3202-5535
対応言語：日本語、英語、中国語等多言語
- ・住所：東京都新宿区歌舞伎町2-44-1
東京都健康プラザ「ハイジア」11階
しんじゅく多文化共生プラザ内

④ 外国人在留支援センター「FRESC / フレスク」

外国人在留支援センター（FRESC / フレスク）では、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

- ・電話番号：0570-011000（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・住所：〒160-0004
東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー 13階

5. 卒業後の進路

(1) 早くから進路について考えましょう

大学や大学院を卒業・修了した後の進路として、就職や進学など、いろいろな道があります。日本での留学経験をどのように活かしたいか、卒業・修了後の進路について、在学中からよく考え、早めに準備を進めるようにしましょう。卒業・修了の間近になって慌てて行動したのでは、自分の希望通りの結果を得ることは難しくなります。

〈日本での進学を希望する場合〉

国士舘大学大学院へ内部進学を希望する場合と、他の大学院へ進学する場合があります。

内部進学を希望する場合は、原則として自分の指導教員とよく相談するようにしてください。学部での専攻と異なる研究科への進学を希望する場合は、さらに十分な準備が必要になります。希望があっても、異なる専攻への進学は難しいことも多いですから、注意してください。

他の大学院へ進学を希望する場合も、早くからの準備が必要です。大学院によっては、4年次の夏休み前に入学試験を行うところもあるので、情報収集を十分に行うようにしましょう。

〈日本での就職を希望する場合〉

日本では一般的にとっても早い時期から就職活動が始まります。また、実際に会社訪問を開始する前に、準備をしなければならないこともいろいろあります。いつから、どのような準備をすればよいか、具体的な方法については、大学のキャリア形成支援センターに相談してください。

特に、留学生の場合は高い日本語能力が求められます。日本の大学や大学院を卒業・修了し、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれる仕事に就ける在留資格（特定活動）が追加されました。自分の日本語能力を客観的に証明できるよう、日本語能力試験やBJTビジネス日本語能力テスト、J・TESTを3年生までに受験するなどして準備を進めてください。

(2) キャリア形成支援センターを利用しましょう

キャリア形成支援センターでは、就職講座や企業の説明会などを開催しています。日本国内で就職を希望する留学生のためのセミナー（例：外国人留学生就職ガイダンス）も開催しています。また、同センターでは、外国人留学生向けの求人票や、就職に関連する各種資料も閲覧できるようにしています。さらに、就職活動に関する相談や不安、悩みについても相談できるスタッフが常駐しています。

キャンパス	場所	開室時間
世田谷	8号館1階	月～土 9:00～17:00
町田	12号館1階	
多摩	18号館2階	

※学校行事等により閉室となる場合があります。

(3) 就職活動スケジュールの一般的な例

※2023年度卒のスケジュール参考

	学部1～2年		学部3年（修士1年）				学部4年（修士2年）							
	5月	6月～2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
興味能力価値観の向上・整理	自己分析・情報収集/業界・企業・職種研究													
	インターンシップ		合同企業説明会・個別企業説明会 採用選考（ES提出、筆記試験、面接等）				内々定		内定式		在留資格・変更手続き			
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">企業へのエントリー開始</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">採用選考活動開始</div> </div>														
学内	進路登録		進路登録カード提出		内々定をkaede-iへ登録/進路決定届提出									
	キャリア形成支援センターの説明会や講座に参加（就職講座、外国人留学生就職対策ガイダンス等）													

※3年次には進路登録カードをキャリア形成支援センターへ必ず提出してください。
 ※進路が決定したら、進路決定届をキャリア形成支援センターへ必ず提出してください。
 ※選考等の時期は企業によって異なります。よく確認するようにしてください。

6. 健康管理

(1) 健康管理室

皆さんが日々健康に過ごせるよう、健康相談や診察を行います。

キャンパス	場所	TEL
世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8115
町田	11号館1階	042-736-2319
多摩	21号館（教室・研究棟）1階	042-339-7206

※開室時間及び校医診察については事前に確認してください。

(2) 学生相談室

学習面、人間関係等、あらゆる悩みに対して、専門のカウンセラーが相談に応じます。

キャンパス	場所	TEL
世田谷	34号館A棟1階	03-5451-8116
町田	11号館1階	042-736-5498
多摩	21号館（教室・研究棟）1階	042-339-7365

※開室時間は、掲示またはホームページで確認してください。

(3) 健康診断

大学では、毎年定期健康診断を実施しています。必ず受診してください。

- ・実施時期：4月（秋入学生は9月）
- ・各種奨学金申請や就職の際に必要な「健康診断証明書」は、大学の健康診断を受診することで発行できます。

(4) 国民健康保険

3ヶ月を超えて日本に在留する外国人は、国民健康保険に加入することが義務付けられています。必ず加入し健康保険証の交付を受けてください。病気やケガ等で病院を受診する際、健康保険証の提示により、自己負担額が保険診療分医療費の30%になります。加入方法や保険料については、居住地の市・区役所に問い合わせてください。

(5) 医療機関案内

- ①多言語で受診できる病院や日本の医療制度について案内
AMDA国際医療情報センター
多言語電話相談：03-6233-9266（10:00～16:00）



- ②東京都内の医療機関

東京都医療機関・薬局案内サービス“t-薬局いんふお”
ホームページ（英語・中国語・韓国語の閲覧可）



(6) 国民年金

日本に住む全ての人（外国籍含む）は、20歳になった時から国民年金制度の加入が義務付けられています。20歳以上60歳未満の人は全員強制加入となります。

加入により、もし留学中にケガや交通事故等で障害が残ったり、死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

・学生納付特例制度

学生の場合は「学生納付特例制度」を利用して、在学中の保険料の支払いを猶予してもらうことができます。ただし、本人の所得が一定金額以下であることが条件です。申請方法等詳細は、居住地の市・区役所の国民年金担当窓口でお問い合わせください。

7. 住居・生活

(1) アパートを探すには

- ・学生・厚生課に相談する。
- ・住みたい地域の不動産会社に直接行く。
- ・インターネット等で検索する。

(2) 不動産用語～知っておきたい言葉と意味～

用語	意味	備考
家賃	1ヶ月の部屋代	通常、前払い制（期限までに翌月分の家賃を払う）
共益費（管理費）	物件の共有部分にかかる電気・水道代、清掃代など	家賃と一緒に毎月支払い
敷金	契約時に保証金として家主に預けるお金	転居の際、清掃代や補修代などを差し引き、残金があれば返金される場合もある
礼金	契約時に家主に支払うお金	返金されない
仲介手数料	契約時に不動産会社に支払う手数料	
連帯保証人	借主の債務を保証する人。借主が家賃未払いや設備の破損などを起こした場合、代わりに責任を負う。契約時に求められる。	保証会社を利用する場合もある。
更新料・更新手数料	契約更新時に家主へ更新料、不動産会社へ手数料が必要となる場合がある。	

(3) アパート等に住む際の注意点

- ・家賃は期日までに必ず支払ってください。日本は「前家賃制度」（翌月分の家賃を支払う）です。
- ・長期間留守にする場合、不動産会社に連絡し、不在期間中の家賃の支払い等を事前に確認してください。
- ・友人や家族と同居する場合、不動産会社の許可が必要です。契約書に名前のない人は住めません。勝手に同居する、友達と部屋を交換する等は絶対にしてはいけません。

- ・ゴミの分別、騒音を出さないなど、地域の決まりを守ってください。
- ・契約を終了（退去）の際は、契約書に従い、事前に不動産会社に連絡をしてください。退去日が決定したら、住所変更手続きや公共料金等の手続きを進め、部屋をきれいに掃除してください。

(4) 国士館大学学生寮

①町田：鶴川寮（厚生用）

②世田谷：ゲストハウス（留学生用）

詳細は、寮務課（042-736-2310）にお問い合わせください。

(5) 住所変更手続き

①役所手続き

今まで住んでいた市・区役所で転出の手続きを行います。引っ越し後14日以内に、新しい居住地の市・区役所で転入の手続きを行います。手続きの際には、「在留カード」と「国民健康保険証」を持参し、登録変更手続きをしてください。

住所変更手続きが終了後、「在留カード」及び「国民健康保険証」のコピーを国際交流センターに提出してください。

②郵便局に転居届を提出する

郵便局に転居届を提出すると届出日から1年間、旧住所宛ての郵便物を新住所に無料で転送してくれます。大切な郵便物を確実に受け取るため、忘れずに手続きをしましょう。

7. 住居・生活

(6) 安全にくらすために

①災害への備え

日本は地震が多い国です。また、毎年夏頃には台風が来ます。いざというときのために、マニュアルをよく理解し、普段から備えておきましょう。

国士舘大学ホームページ「災害対応マニュアル」



②事件・事故

1) 犯罪に注意

次の行為は犯罪です。「簡単に儲かる」という誘いには絶対に関わらないでください。

- ・携帯電話、キャッシュカード、通帳等を他人に売る、譲る。
- ・携帯電話、銀行口座を他人のために契約する。
- ・他人のキャッシュカードを使ってお金をおろす。
- ・中身がわからない封筒や荷物を他人から受け取り、依頼人に渡す。

このような行為の背後には犯罪組織などが潜んでいます。あなたに犯罪の意識がなくても、犯罪組織に協力したことになります。絶対に関わらないようにしましょう。

- ・詐欺電話（身に覚えのない電話は切る）

不安を感じたら警察相談専用窓口にご相談してください。

警察相談専用窓口 #9110

2) 交通事故にあったら

その場ですぐに警察（110番）に連絡します。事故の場所、状況、相手の確認等が必要です。落ち着いて行動してください。また、所属学部事務課・大学院課、国際交流センターにも報告をしてください。

③自転車に乗るときの注意

自転車は、道路交通法上「軽車両」となっており、ルールが定められています。違反した場合には罰則もあります。自転車に乗る際には、交通ルールを遵守し、安全運転を心がけましょう。

警視庁ホームページ「自転車の交通ルール」



④安全保障貿易管理

「安全保障貿易管理」とは世界各国が国際的な平和や安全の維持を目的とし、高度な研究開発を行う大学等が持つ技術や貨物が不用意に日本国外に流出し、大量破壊兵器等の製造・開発等に転用されることを防ぐために定められています。これに反して、不正に技術等を持ち出した場合は、重い刑事罰が科されますので、以下の通り遵守してください。

1) 在学中、無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。

次のいずれかに該当する場合には、指導教員に相談するとともに、必要な場合には、日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び大学の定める内部規程に従い所定の手続を行います。

- ・研究上の技術情報を外国において提供し、又はこれを第三者に提供する場合
- ・研究上の使用機器若しくは使用材料、又は研究の結果による有体物を外国に輸出（海外へ送付又は持出し等）しようとする場合

2) 研究上の技術情報を大量破壊兵器等（核兵器、化学兵器、生物兵器、ロケット、無人航空機等）、通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発、製造、使用又は貯蔵に用いず、当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

7. 住居・生活

(7) 困った時の問い合わせ先

① 緊急時

内容	連絡先
事件・事故	110 (警察)
火事・病気・救急車	119 (消防・救急)
110する?迷ったときの相談	#9110 (警察相談ダイヤル)
救急車を呼ぶ?病院へ行く? 迷ったときの相談	#7119 (救急安心センター事業)

② 忘れ物・落とし物をした時

近くの交番もしくは警察署にお問い合わせください。

公共交通機関で忘れ物・落とし物をした場合は、一定期間、駅等で保管される場合がありますので、利用した公共交通機関にお問い合わせください。

(8) 学外相談窓口一覧

内容	名称	相談窓口
在留	外国人在留総合インフォメーションセンター [出入国在留管理庁]	在留手続き等各種問い合わせ TEL: 0570-013904 メール: info-tokyo@i.moj.go.jp
医療	東京都医療機関・薬局案内サービス [東京都保健福祉局]	東京都内医療機関・薬局検索 
	東京消防庁 救急相談センター [東京消防庁]	急な病気やケガの相談 (24時間対応) TEL: #7119
	まもろうよ ところ [厚生労働省]	悩み相談 電話、SNS対応あり 
法律	日本司法支援センター「法テラス」	法的トラブル、相談 TEL: 0570-078374 0570-078377 (多言語対応)
労働	外国人雇用サービスセンター [厚生労働省]	仕事を探している 外国人の支援 TEL: 03-5361-8722 
生活	警視庁外国人専用相談 [警視庁]	外国人専用相談ホットライン TEL: 03-3503-8484
	外国人生活支援ポータルサイト [出入国在留管理庁]	外国人の生活支援 
	消費者ホットライン [消費庁]	消費者トラブル、相談 TEL: 188 (局番なし)

8. 留学生会

(1) 国士館大学留学生会

1987年に発足した国士館大学に在籍する留学生による親睦団体です。自主的にいろいろな課外活動や行事を行っています。詳しい活動内容や入会方法は新入生オリエンテーションで紹介します。

2024年度 国士館大学留学生会活動計画

実施月	行事	活動内容
4月	4月新入生歓迎会	新入生との交流
	履修登録勉強会	学部の先輩から経験を教えてもらえる
5月	BBQ	他学部の学生同士と知り合うチャンス
6月	登山	体力づくり
8月	キャンプ	野外での貴重な体験
9月	9月新入生歓迎会	新入生との交流
	履修登録勉強会	学部の先輩から経験を教えてもらえる
10月	鶴川祭	留学生会出店
11月	楓門祭	留学生会出店
12月	合宿	一泊二日温泉旅行
	総会	次年度役員の選出及び会計報告
1月	新年会	新年を迎える

事情により計画が変わる場合があります。

(2) 国士館大学留学生会会則

国士館大学留学生会会則

(目的)

第一条 本会は留学生相互の親睦をはかり、学業達成のため、協力し合うと共に国際交流を通じて、国際理解の促進に寄与することを目的とする

(名称及び事務所)

第二条 本会は国士館大学留学生会と称し、事務所を国士館大学内に置く

(事業)

第三条 本会は前条の目的達成のため、次の諸行事の実施及び学園行事を行う

1. 大学行事への参加（鶴川祭、楓門祭、多摩祭等）
2. 交流会（日本人学生とのスポーツ大会、クリスマスパーティ、娯楽活動等）
3. 外国語講座、ホームページの運営及び新聞の発行
4. 会員が必要と認める事項

(会員)

第四条 国士館大学に在籍する外国人留学生は会員になる

(会員の権利)

第五条 会員は役員の選挙権及び被選挙権を有し、総会に出席して議事の決定に参加すること、又本会の諸事業に参加することができる

(総会)

- 第六条
1. 総会は通常毎年12月に開催し、本会の方針、役員選出、会計報告、来年の活動計画など、本会の運営に関する重要事項を審議決定する
 2. 役員会が必要と認めた場合、又は会員1/3以上の請求があった時は臨時総会を開催する
 3. 総会は会員(役員を除く)の12名以上、各留学生会担当者1名以上、役員1/2以上の出席をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する
 4. 会則の変更及び会長の罷免は総会において決定する

学籍番号	
学部・学科	学部 学科
研究科・専攻	研究科 専攻
氏 名	
電話番号	- -

MEMO

